３０墨総法第２４号

裁　　決　　書

東京都墨田区●●●●●●●●●●●●●●
審査請求人　　●●●●●●●●●

処　分　庁　　墨田区福祉事務所長

審査請求人が平成３０年２月１５日に提起した、処分庁による平成３０年２月８日付けで審査請求人に対して行った保育所利用承諾保留処分（保育施設利用調整結果通知書によるもの。以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

１　審査請求人及び妻である●●●●（以下「審査請求人の妻」という。）は、処分庁に対し、次の内容が記載された平成２９年１２月３日付け保育施設（入所・転所）申込書を以て、下記⑵記載の保育園への入所申込み（以下「本件申込み」という。）をなし、処分庁は、同月５日、同申込書を受理した。

なお、墨田区が発行している「平成３０年用保育施設利用申込みのご案内」（以下「本件申込み案内書」という。）によれば、保育施設は、認可保育園、

認定こども園、小規模保育所、家庭的保育者（保育ママ）をいうとされている。これらのうち、認定こども園以外の名称は、児童福祉法（以下「法」という。）や子ども・子育て支援法が定める名称とは異なるが、以下、保育施設というときは、これらの施設・事業を指すものとする（これらの施設・事業については、本件申込み案内書の２頁及び１０ないし１６頁に詳しい説明がある。）。

⑴　申込児童　　●●●●（平成●●年●●月●●日生）

以下、上記申込児童を「本件児童」という。

⑵　希望認可保育施設　第１希望　●●●●●●●●●●

第２希望　●●●●●●●●●●

第３希望　●●●●●●●●●●

第４希望　●●●●●●●●●●

第５希望　●●●●●●●●●●

第６希望　●●●●●●●●●●

第７希望　●●●●●●●●●●

以下、上記希望認可保育施設を「本件保育所」という。

⑶　審査請求人には、本件児童のほかに世帯を同じくする家族として、審査請求人の妻がいること。

⑷　審査請求人は、●●●●●●●●●●

年１２月入所選考まで有効です。その間に、希望する保育施設に空きが生じた場合、利用調整の対象となります。」と記載されている。

本件通知書は、「入所保留」という文言を用いているが、法的には、平成３０年４月時点において本件児童が本件保育所を利用することを拒否する処分であると解されるので、以下、これを前提に、審査請求人の主張を検討する。

３　審査請求人は、審査庁墨田区長（以下「審査庁」という。）に対し、同年２月１３日付け審査請求書を以て、次のとおりの裁決を求める審査請求をなし、審査庁は、同月１６日、同審査請求書を収受した。

①　処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を取り消す（以下「本件請求１」という。）。

②　処分庁は、審査請求人に対し、本件児童につき、本件保育所の利用を承諾せよ（以下「本件請求２」という。）

審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

本件処分は、本件保育所の利用を認めないというものであり、法２４条に違反する（優先順位をつけ入所する児童を決めているが、本来であれば保育が必要な児童全てを保育できるようにすることが区役所の義務ではないか。）ことにより違法であるとして、審査庁に対し、本件処分を取り消した上（本件請求１）、本件保育所の利用を承諾する決定をせよ（本件請求２）、との裁決を求めるものである。

２　処分庁の主張

本件処分が法２４条に違反するという審査請求人の主張は、下記のとおり、理由がないとして、本件請求１及び本件請求２につき、請求棄却の裁決を求めるものである。

法２４条１項は、市町村は、保育を必要とする児童に対して保育所において保育しなければならないと定めている。

しかし、同項は、保育施設の定員が不足している場合であっても保育施設に入所することができる権利を付与しているものではなく、また現に存する各認可保育所には定員数が定められており、希望者全員を入所させることは不可能である。そのため、当該入所定員に対して保育を必要とする児童数が上回った場合には、保育を必要とする程度が高い児童から順次保育せざるを得ないというのが実情である。

この点、法附則７３条１項の規定により読み替えて適用する法２４条３項及び児童福祉法施行規則（以下「省令」という。）２４条は、そうした実情を踏まえて、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう調整することを認めている。

また、墨田区では、待機児童の解消を区政の最重要課題と捉え、保育園を始めとした認定こども園や小規模保育所等の保育施設の整備に努め、保育定員の拡大を図り、法２４条２項に定める「必要な保育を確保するための措置」を行っている。

よって、本件処分は法２４条に違反しない。

理　　由

本件請求２は、本件請求１が認容されることを前提としているから、まず本件請求１について検討することとする。

１　本件に係る法令等の規定について

⑴　法２４条１項は「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（・・・）において保育しなければならない。」と規定している。

⑵　同条３項は「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（・・・）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場

合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（・・・）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。」と規定しているが、法附則７３条１項の規定により、当分の間、同条同項は「市町村は、保育所、認定こども園（・・・）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。」と読み替えて適用することとされている。

⑶　省令２４条は「市町村は、法第２４条第３項の規定に基づき、保育所、認定こども園（・・・）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合（法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。」と規定している。

⑷　区規則３条は「保育所等の利用に係る調整及び要請並びに保育の利用の決定及び取消しに関する区長の権限は、墨田区福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）に委任する。」と規定し、区規則４条は「・・・支給認定を受けた児童の保護者は、保育の利用をしようとするときは、保育所等（入所・転所）申込書（第１号様式）により福祉事務所長に申し込むものとする。」と規定している。

⑸　区規則５条１項は「福祉事務所長は、前条の規定による申込みがあったときは、別表第１に定める利用調整基準に基づき算定した指数が高い児童から順に保育の利用に係る優先順位を決定するものとする。この場合において、当該指数が同一である児童が複数ある場合は、別表第２に定める順位により保育の利用に係る優先順位を決定するものとする。」と規定している。

なお、本件利用調整基準は、保護者の状況について、保護者の就労の常態、健康状態等の面から３７の類型に分け、それぞれの類型ごとに２０から４までの数値で示した基準指数（以下「基準指数」という。）と、生活保護及び

ひとり親家庭に係る福祉的側面、保護者の就労実績、児童の保育状況等の面から２６の類型に分け、それぞれ８からマイナス５までの数値で示した調整指数（以下「調整指数」という。）とで構成されている。区規則５条１項によれば、基準指数と調整指数を合算した数値（以下、単に「指数」という。）をもとに優先順位を決定することになる。

また、本件順位区分は、保護者の状況、市町村民税額等により２５の項目に区分され、順序づけられている。

２　本件処分に至る経過

⑴　処分庁は、平成３０年１月２２日から同年２月６日までの間、保育施設の入所希望者全員について、本件利用調整基準及び本件順位区分を当てはめることにより平成３０年４月の入所に係る利用調整を行った。

⑵　審査請求人が入所を希望した本件保育所は、●歳児の入所希望児童数が募集定員を大幅に上回った（●●●●●●●●●●●が●●人の募集に対し入所希望児童数●●●人、●●●●●●●●●●●が●●人の募集に対し入所希望児童数●●●人、●●●●●●●●●●●が●●人の募集に対し入所希望児童数●●●人、●●●●●●●●●●●が●●人の募集に対し入所希望児童数●●●人、●●●●●●●●●●●が●●人の募集に対し入所希望児童数●●●人、●●●●●●●●●●●が●●人の募集に対し入所希望児童数●●●人、●●●●●●●●●●●が●●人の募集に対し入所希望児童数●●●人）。

なお、●●●●●●●●●●●については、当初募集数は●●人であったが、入所選考の過程で在園児●人の転園に伴い、募集数が●●人に変更となった。

⑶　処分庁は、審査請求人らから申込時に提出された書類をもとに、審査請求人らの基準指数及び調整指数を算定したところ、次のとおりであり、その合計は●●点であった。

ア　基準指数

●●●●●●●●●●●

⑷　処分庁が行った利用調整は、まず、指数により優先順位を決め、指数が同一の場合は、本件順位区分により優先順位を比較するものであるが、その結果は、次のとおりであった。

ア　●●●●●●●●●●について

●●●●●●●●●●

を認めない本件処分は、法２４条に違反しているというものである。そこで、審査請求人の主張に理由があるか否かを検討する。

法２４条１項は、市町村（法３条の３第１項により特別区を含むとされている。以下、市町村というときは、特別区を含んだ意味で用いるものとする。）は、児童について保育の必要がある場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない旨を規定しており、同条同項は、法２条と相まって、市町村には保育所を整備し、保育所における保育を実施する義務がある旨を明らかにしたものと解される。

他方、法２４条３項は、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園等が不足し、または不足するおそれがある場合は、保育所、認定こども園等の利用について調整を行うものとする旨規定しているが、法附則７３条１項が、当分の間、読み替えて適用するとしている同条同項は、市町村は、保育所、認定こども園等の利用について調整を行うものとする旨規定しており、市町村に、保育所、認定こども園等の利用について調整することにより、これらを利用する児童を選考する権限を付与しているものと解することができる。そうすると、利用調整の結果、保育所等を利用できない児童が現出することがあり得るが、法はこれを容認しているものと解される。

上記法条によれば、法２４条１項は、市町村に、保育所における保育の実施義務を課したものではあるけれども、保育所への入所を希望する全ての児童に対して保育を実施する義務を課したものと解することはできない。

そして、平成３０年４月入所に係る利用調整を行い、その結果、本件処分に至ったことは前記２において認定したとおりである。

以上よりすれば、利用調整の結果、本件児童が本件保育所に入所できなかったとしても、法２４条に違反することにはならない。

よって、本件処分は法２４条に違反するとの審査請求人の主張には理由がない。

４　本件請求２について

上記次第で、本件請求１を認めることはできないから、本件請求１を前提と

する本件請求２も認めることができない。

５　上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

６　結論

以上のとおり、審査請求人の申立ては、いずれも理由がないから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成３０年５月９日

審査庁　　墨田区長　　山　　本　　亨

１　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

２　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

平成３０年５月９日

墨田区長　　山　　本　　亨